

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

規 則	ページ
○北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医務業務課)	1
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	2
<b>告 示</b>	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	2
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	3
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	3
○自動車専用道路の指定…………… (維持管理防災課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	3
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
<b>道教育庁教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………	5
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	8

## 規 則

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第6号

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

**第1条** 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第7号及び第2条の3第6号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第3条第2項ただし書中「第1号」の次に「及び第3号」を加える。

別記第2号様式(表)中

学 歴  
今まで教育を受けた一切の教育機関について年代順に記載場合は、その理由を記事欄に記載すること。

載すること。中途退学の

を「学 歴

に改め、同様式(裏)中

経 歴  
今まで就職したことがあ

ればその在職のすべてについて年代順に記載すること。

を「経 歴

に改め、同様式(裏)末

尾欄外に注として次のように加える。

- 注 1 「学歴」欄には、今まで教育を受けた一切の教育機関について年代順に記載すること。中途退学の場合は、その理由を記事欄に記載すること。
- 2 「経歴」欄には、就職したことがある場合に、職歴について年代順に記載すること。
- 3 前年度に引き続き修学資金の貸付を受けようとする場合(新たに特別修学資金の貸付を受けようとする場合を除く。)には、「修学資金の貸付を希望する理由」欄、「学歴」欄及び「経歴」欄については、記入を省略することができる。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「第2号」の次に「及び第4号」を加える。

第7条の2第1項第7号及び第7条の3第6号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

別記第2号様式中  
「  
9 学 歴  
今まで教育を受けた一切の教育機関について年代順に記載す  
退学の場合は、その理由を記事欄に記載すること。  
」  
ることを  
「  
9 学 歴  
」  
に、  
「  
10 経 歴  
今まで就職したことがあればその在職のすべてについて年  
こと。  
」  
代順に記載する  
を  
「  
10 経 歴  
」  
に改め、同様式末尾欄外に注として次のように加える。

- 注 1 9欄には、今まで教育を受けた一切の教育機関について年代順に記載すること。中途退学の場合は、その理由を記事欄に記載すること。
- 2 10欄には、就職したことがある場合に、職歴について年代順に記載すること。
- 3 前年度に引き続き修学資金の貸付を受けようとする場合（新たに特別修学資金の貸付を受けようとする場合を除く。）には、5欄、9欄及び10欄については、記入を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第2条の2第1項第7号及び第2条の3第6号の改正規定並びに第2条中北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第7条の2第1項第7号及び第7条の3第6号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第7号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。  
第5条の3各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 入居者又は入居者の道公営住宅への入居と同時に同居を開始する者に道外から移住する者がある場合（当該入居の日から起算して3年を経過した場合を除く。）

第6条第6項中「、第14号及び第15号」を「及び第14号から第16号まで」に改める。

第8条の表第7号中「現に居住している市町村以外の市町村に所在する道公営住宅に入居しようとする者である」を「入居者又は同居者に道内の他の市町村から転入する者がいる」に改め、同表中第8号を第9号とし、第7号の次に次のように加える。

8 移住世帯向け 住宅	入居者又は同居者に道外から移住する者がいること。
----------------	--------------------------

第8条の2中「、第14号及び第15号」を「及び第14号から第16号まで」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 道内の他の市町村から転入しようとし、又は道内の他の市町村から転入する者と同居しようとする者

第8条の2中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 道外から移住しようとし、又は道外から移住する者と同居しようとする者

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則第5条の3（第7号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の際現に道公営住宅に入居している者については、適用しない。

告

示

#### 北海道告示第147号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をえりも町役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年北海道告示第100号
- 2 所在が不明な者 佐々木 サオ

北海道告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 栗沢工業団地大和線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	岩見沢市金子町161番1地先から 同市大和町171番1地先まで	平成28. 3. 1
道道 礼文島線 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部	礼文郡礼文町大字香深村字キトウス1084番1地先から 同郡礼文町大字香深村字キトウス94番1地先まで	平成28. 3. 1

北海道告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 路線名 道道 上庶路庶路停車場線
- 2 指定する道路の部分 白糠郡白糠町庶路基線141番4地先（河川敷地）から  
同郡白糠町庶路83番22地先（高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線交点）まで
- 3 指定する期日 平成28年3月12日

北海道告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 音更町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・116号雄飛が丘通）
- 3 事業施行期間 平成25年5月17日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 平成25年北海道告示第339号の事業地のうち字音更西3線地内において事業地を変更する。

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道十勝総合振興局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月1日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車（ミニバン型） 1台
- 2 落札を決定した日  
平成28年2月15日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 ネットトヨタ帯広株式会社  
(2) 住 所 帯広市大通南18丁目15番地
- 4 落札金額  
2,617,040円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年1月22日付け北海道十勝総合振興局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課  
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁胆振教育局告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月1日

北海道教育庁胆振教育局長事務代理

北海道教育庁胆振教育局次長 川 端 雄 一

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成28年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに該当する種別について同法第4条の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 北海道室蘭養護学校から25キロメートル以内に、車庫・屋外駐車場等、車両の保管場所を有し、当該車庫等から配車が可能な者であること。

### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年3月1日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで（最終日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階  
(3) 電話番号 0143-24-9605

### 北海道教育庁胆振教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月1日

北海道教育庁胆振教育局長事務代理

北海道教育庁胆振教育局次長 川 端 雄 一

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び予定数量

ア 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースA：青バスA）1日2運行  
96日

イ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースB：青バスB）1日3運行  
109日

ウ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースA：赤バスA）1日2運行  
96日

エ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースB：赤バスB）1日3運行  
109日

オ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースA：黄バスA）1日2運行  
96日

カ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースB：黄バスB）1日3運行  
109日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

北海道教育庁胆振教育局告示第7号に規定する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室

蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成28年3月24日（木）午前11時（送付による場合は、同月23日（水）午後5時必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10に規定する場合を除き、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9605

#### 10 Summary

##### A Nature and quantity of the services to be procured :

- a School Bus Charter (Muroran course) twice/day 96 days
- b School Bus Charter (Muroran course) three times/day 109 days
- c School Bus Charter (Noboribetsu course) twice/day 96 days
- d School Bus Charter (Noboribetsu course) three times/day 109 days
- e School Bus Charter (Date course) twice/day 96 days
- f School Bus Charter (Date course) three times/day 109 days

##### B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 24, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 23, 2016)

##### C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 1-4, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9605

#### 北海道教育庁渡島教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ (渡島市部地区) 79台
- (2) パーソナルコンピュータ (渡島北部地区) 57台

#### 2 落札を決定した日

平成28年2月16日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社エスイーシー
- (2) 住所 函館市末広町22番1号

#### 4 落札金額

- (1) 10,903,896円
- (2) 7,904,304円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成28年1月19日付け北海道教育庁渡島教育局告示第3号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

#### 北海道教育庁上川教育局告示第14号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年3月1日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

#### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

##### (1) 契 約 平成28年3月1日に一般競争入札の公告を行う

- ア 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約
- イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約
- ウ 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約

##### (2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格(以下「資格」という。)

##### (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

#### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 資格審査の申請する日の直前2営業年度分において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

#### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需組合の証明を有する

ときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

#### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年3月1日（火）から同月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

#### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

#### 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

#### 北海道教育庁上川教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月1日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道東川養護学校スクールバス賃貸借契約

イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃貸借契約

ウ 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「スクールバス運行コース一覧」との通りとする。

（別紙「スクールバス運行コース一覧」は、省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

アからウまでの入札については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成28年4月8日から平成29年3月24日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁上川教育局告示第14号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成28年3月23日（水）午前10時30分  
1の(1)のイ 平成28年3月23日（水）午後1時30分  
1の(1)のウ 平成28年3月23日（水）午後3時  
（送付による場合は、同月22日（火）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a The school bus rental contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School
- b The school bus rental contract of Hokkaido Takasu Special Needs School
- c The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School

B Bid tendering date and time :

- a 10 : 30 A.M., March 23, 2016
- b 1 : 30 P.M., March 23, 2016
- c 3 : 00 P.M., March 23, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 22, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan  
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁十勝教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月1日

北海道教育庁十勝教育局長 上野 靖

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピューター 51台 一式

2 落札を決定した日

平成28年2月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 大丸藤井株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

4,199,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月26日付け北海道教育庁十勝教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目